様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8年 5月 25日

茨城県知事　　殿

提出者
住　所　　茨城県古河市丘里３番２
氏　名　　日鉄ステンレス鋼管株式会社
北関東工場長　稲葉　公典
電話番号　0280-98-2472

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ステンレス鋼管株式会社　北関東工場　古河地区
事業場の所在地	茨城県古河市丘里3番2
計画期間	令和 8年 4月～令和 9年 3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

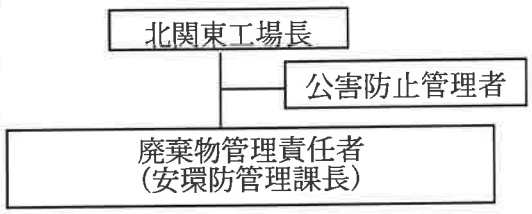
①事業の種類	鉄鋼業（22）
②事業の規模	製品出荷量　9,000トン
③従業員数	120人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり。

（日本工業規格Ａ列４番）

茨城県
令－8.5.27
県西県民センター
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



廃棄物管理責任者の業務
1　廃棄物のリサイクル及び収集処理の統括
2　異常発生時の対応、報告等の実施
3　保管場所の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙２のとおり。	
	排　出　量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙２のとおり。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙２のとおり。	
	排　出　量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 別紙２のとおり。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1　ガラスくず、グラスウール、砥石、ガレキ、汚泥、汚泥（廃酸処理以外）、乾電池、蛍光灯、水銀灯、（水銀非含有）電球、（硬質）廃プラスチック、（軟質）廃プラスチック、スリング、廃油、廃油（塩素含有）、廃油（油泥・油布）、木くず 2　工場内に複数の保管場所を設け、標識及び保管容器に種別を表示するとともに、定期的に産廃に関する教育を実施
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同　上

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

―</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり。</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙３のとおり。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり。</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙３のとおり。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ―		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ―		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙４のとおり。	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙４のとおり。		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙４のとおり。	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 別紙４のとおり。		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

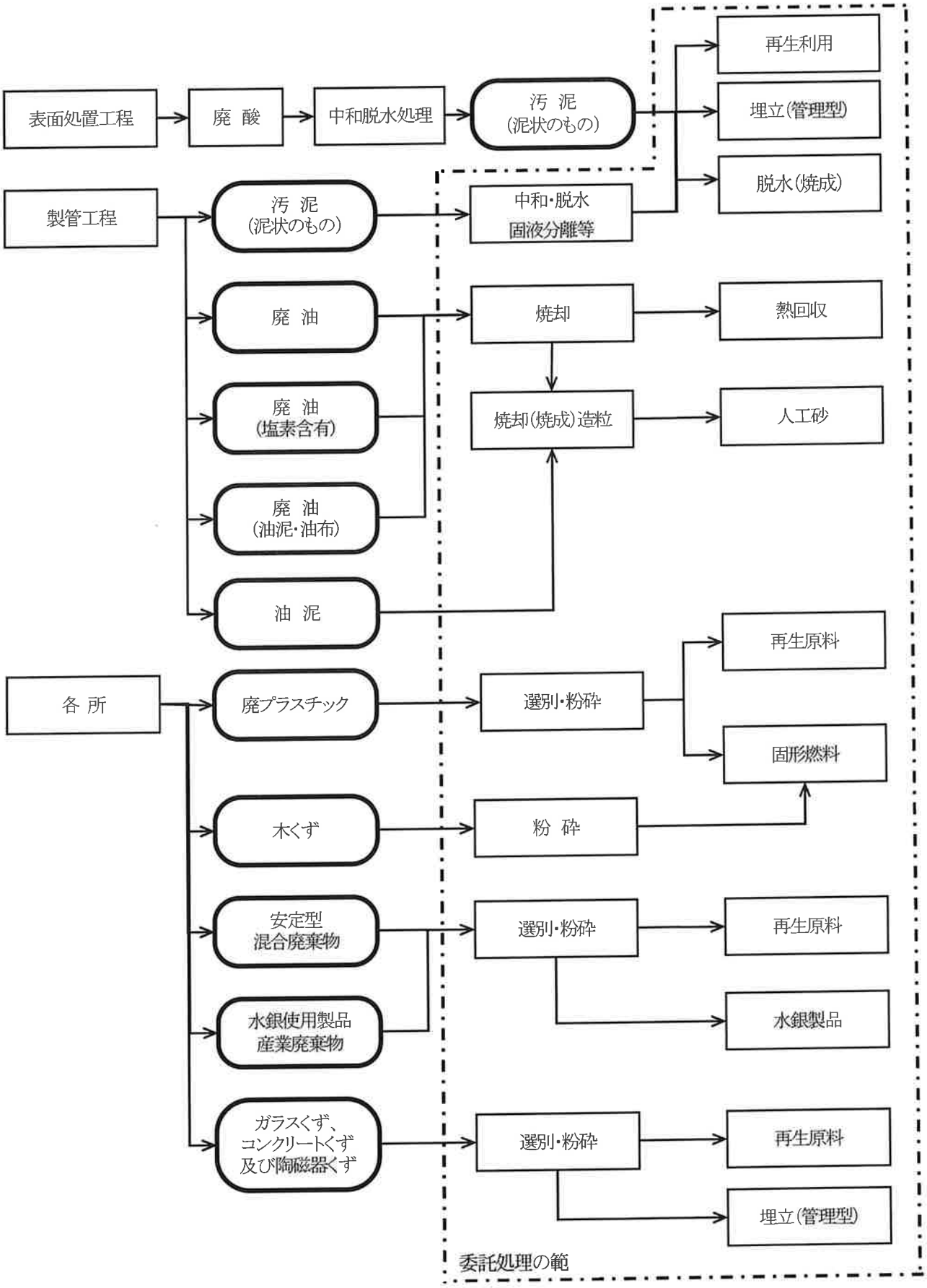
5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙１

産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙２

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚　泥 (泥状のもの)	廃　油	油　泥	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	安定型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
排出量	5369.8t	19.4t	3.0t	16.5t	3.2t	2.1t	0t	0.2t

（これまでに実施した取組）

1　生産工程の改善による排出抑制

2　分別徹底による有価物化の推進

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚　泥 (泥状のもの)	廃　油	油　泥	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	安定型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
排出量	5,200t	10t	0t	10t	3t	0t	0t	0t

（今後実施する予定の取組）

市場変化により、低生産が継続する見込みであり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を徹底するとともに、これまでの取組みを継続し、廃棄物削減を図る。

別紙３

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<table>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="9">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚　泥
(泥状のもの)</td><td>廃　油</td><td>油　泥</td><td>廃プラスチック類</td><td>木くず</td><td>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td><td>安定型混合廃棄物</td><td>水銀使用製品産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>5169.8t</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="9">（これまでに実施した取組）

中間処理施設の安定稼働と中間処理の最適化</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="9">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚　泥
(泥状のもの)</td><td>廃　油</td><td>油　泥</td><td>廃プラスチック類</td><td>木くず</td><td>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td><td>安定型混合廃棄物</td><td>水銀使用製品産業廃棄物</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>5100t</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="9">（今後実施する予定の取組）

同　上</td></tr>
</table>

別紙４

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚　泥 (泥状のもの)	廃　油	油　泥	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	安定型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
全処理委託量	199.9t	19.4t	3t	16.5t	3.2t	2.1t	0t	0.2t
優良認定処理業者への処理委託量	199.9t	19.4t	3t	16.5t	0t	2.1t	0t	0.2t
再生利用業者への処理委託量	89.7t			9t	3.2t			
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		19.4t	3t					

（これまでに実施した取組）
1　優良認定処理業者を優先して廃棄物処理を委託
2　最終処分として、産業廃棄物のRPF化、再生原料化する委託先へ処理を委託

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚　泥 (泥状のもの)	廃　油	油　泥	廃プラスチック類	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	安定型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
全処理委託量	100t	10t	0t	10t	3t	0t	0t	0t
優良認定処理業者への処理委託量	100t	10t	0t	10t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への処理委託量	50t			5t	3t			
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		10t	0t					

（今後実施する予定の取組）
上記取り組みを継続する。